

令和 8 年度における独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における新規中小企業者を始めとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

なお、本方針は同条第 3 項の規定に基づき、機構ホームページにおいて公表する。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、令和 8 年度も引き続き比率が 88%、金額が約 4 億円になるよう目指すものとする。

2 スタートアップを含む新規中小企業者向け契約目標

前項の中小企業・小規模事業者向け契約のうち、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者（官公需法第 2 条第 2 項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）の契約比率については、基本方針において、「前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として 3%以上を目標とするものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」とされているところ、機構においても、前年度までの実績を上回るよう努め、3%以上を目指すものとする。

3 推進体制

各支部は、機構本部会計課と連携のもと、中小企業者の受注の機会の増大のために本方針に定められた措置等を推進する。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、以下に定める中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。加えて、受注量だけでなく、取引内容そのものの質的向上を図る観点から、適正な請負代金の設定や工期の確保などの価格転嫁・取引適正化のための措置についても講ずるものとする。これにより、中小企業・小規模事業者が供給する物件等（工事及び役務並びに物件をいう。以下同じ。）に対する需要を増進し、中小企業・小規模事業者の発展を持続的なものとする。

なお、これらの措置については原則として全て実施するものとする。

1 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

中小企業・小規模事業者の受注機会を増大するためには、発注規模、競争環境、評価項目等が適切に設定されることが不可欠である。そのため、それぞれの発注段階において、参入しやすい契約規模への分割、技術力がある中小企業や地域の中小企業・小規模事業者が参入しやすいよう、入札時の参加条件や評価項目への設定を検討するとともに、入札参加資格の弾力化を検討するものとする。なお、検討の結果、当該措置を実施することが効果的・効率的であると認められる場合には、その措置を確実に実施するものとする。

(1) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の災害発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

① 各支部において消費される物件等（一括調達に含まれていないものに限る。）については、各支部における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

② 工事等以外の物件等の発注に当たっては、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争入札においては適切な地域要件を設定することにより、地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図るものとする。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

(4) 全省庁統一資格等の等級に関する配慮

① 一般競争入札及び指名競争入札並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を実施すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

② 一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者（一等級又は二等級下位の等級者）の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

(5) 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

① 発注内容を踏まえて必要に応じ、価格以外の要素を適切に評価するために総合評価落札方式を活用することとし、その前提として、品質・機能の

水準等を明確にする発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

- ② ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、各支部を含めて、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

(6) 分離・分割発注の推進

物件等の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

特に、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うものとする。

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮し、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

中小企業・小規模事業者が受注した契約において、価格転嫁・取引適正化を実現するためには、契約締結時において予め物価変動を適切に請負代金に反映し、納期・納入条件等が明確に設定されること、契約期間中においても円滑に価格転嫁の交渉が行われること等が不可欠である。そのため、物価変動を反映した予定価格の作成、価格交渉の円滑化のための契約条項の設定、低入札価格調査制度の適切な活用を通じたダンピング防止、知的財産権の適切な取扱いなど、発注前から契約期間中の各段階に応じて、必要となる措置を講ずるものとする。

(1) 適切な予定価格の作成

- ① 役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間

中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)

・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動

・消費税及び地方消費税の負担等

② 燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するものとする。

③ 物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、機構と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

(2) 工事におけるダンピング防止推進の周知

ダンピングの防止について、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

① 物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するとともに、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握を行うものとする。

② 物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確に設定するものとする。

③ 物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示するなどして、実質的な銘柄指定も行わないものとする。

④ 物流効率化基本方針を踏まえ、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。

また、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法の許可等を得

ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者には委託しないものとする。これを担保するため、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書（令和８年３月）にのっとり、当該受注事業者に対して、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていないことを証する誓約書や委託先のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 再委託を含めた適正な人件費確保等の周知

役務及び工事等において外注（再委託や再々委託以降を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な請負代金及び工期を確保すること、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うものとする。

(5) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

(6) 低入札価格調査制度の適切な活用等

① 役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を活用するものとする。

② 低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明書等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者としていない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。

- ③ 低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認するものとする。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないうり扱うものとする。

(7) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。
- ② 中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、受注者による債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、発注者の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者へ情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

(8) 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。

加えて、契約に当たっては、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無にかかわらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

(9) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① 工事の契約時の対応

工事の発注に当たっては、建設業法第34条第2項に基づく「工期に関する基準」（令和2年7月20日。中央建設業審議会決定）と「労務費に関する基準」（令和7年12月2日。中央建設業審議会決定）を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた契約変更

の実施などに対して、適切に対応するものとする。

また、発注者は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものとする。

② 物件及び役務の契約時の対応

物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③ 全ての発注における対応

上記①、②の対応に当たっては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年１１月２９日。内閣官房公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するものとする。

また、工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者から少なくとも年に１回以上の協議を行うように努めることとする。なお、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて請負代金を設定するものとする。

さらに、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明資料など、契約時等においてその旨を説明するものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

中小企業・小規模事業者が、官公需に関する発注情報や取引を改善するノウハウ・支援策等の情報を迅速かつ的確に入手できるよう、当機構は、以下の措置を通じて、発注情報の公表、各支部の相談窓口の設置、中小企業支援団体等によるノウハウ・支援策の提供などを進め、発注者全体の取組水準の向上を図るものとする。

(1) 発注情報の公表と説明

- ① 一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報をホームページへ

掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底するものとする。

- ② 発注を行う際、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項を仕様書に明記又は入札説明書等において十分な説明を行うものとする。

(2) 官公需に関する相談体制の整備

機構本部会計課及び各支部管理課（京丹後支部においては管理係）に「官公需相談窓口」を設け、中小企業・小規模事業者からの官公需相談について、適切に応じるものとする。

4 被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災及び令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

(2) 少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、ホームページ等を通じて

行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

- (3) 新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、適切に対応するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。なお、独立行政法人等についても同様に本協定の適用除外とされている。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の本部及び各支部に適用する。

2 情報の提供

会計課は、整備計画局建設制度官及び防衛装備庁調達管理部調達企画課から提供された中小企業者の受注の機会の増大に資する情報を各調達担当者に提供するものとする。

3 価格転嫁・取引適正化の実施に向けた人事評価における配慮

地域経済において官公需の価格転嫁が重要な役割を果たすことを踏まえ、会計・調達など発注に係る業務を担当する職員が、積極的に価格転嫁・取引適正化に取り組むことができるよう、当該職員が取り組んだ官公需における価格転嫁・取引適正化への取組について、人事評価において適切に配慮するものとする。

附 則

官公需法第5条第3項の規定により、本方針は速やかに公表する。